

<p>支給件数等</p>	<p><ひとり親家庭高等技能訓練促進費></p> <p>平成 21 年度 (決算) 3 人 (3,232,000 円) 平成 22 年度 (決算) 4 人 (4,864,500 円) 平成 23 年度 (決算) 6 人 (7,755,000 円) 平成 24 年度 (決算) 6 人 (6,535,000 円) ※ 1 人 : 5 月転出 平成 25 年度 (予算) 3 人 (3,364,000 円)</p> <p><ひとり親家庭高等技能訓練入学支援修了一時金></p> <p>平成 21 年度 (決算) 3 人 (100,000 円) 平成 22 年度 (決算) 0 人 (0 円) 平成 23 年度 (決算) 2 人 (75,000 円) 平成 24 年度 (決算) 2 人 (100,000 円) 平成 25 年度 (予算) 3 人 (150,000 円)</p>												
<p>改正理由</p>	<p>これまで「ひとり親家庭高等技能訓練促進費」は、修業期間の後半 2 分の 1 に相当する期間について支給するものと定めた中で、国等の制度拡充に合わせ、支給対象期間を拡大するなど時限的な措置として実施してまいりました。</p> <p>平成 25 年度からは、国の「母子家庭等総合支援事業費補助金」が改正され、平成 25 年 4 月 1 日以降に修学した者については、修学開始から 2 年を上限とし、支給対象となることから、本市においても国の制度に合わせ、ひとり親家庭の自立の促進等を図るため、ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給要綱を改正するものです。</p> <p>なお、支給月額及び修了後に支給される「ひとり親家庭高等技能訓練入学支援修了一時金」についての改正はありません。</p> <p><ひとり親家庭高等技能訓練促進費></p> <table border="1" data-bbox="391 1563 1337 1859"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給期間</td> <td>修業期間の後半 2 分の 1 に相当する期間 (18 か月を上限)</td> <td>修業期間の全期間 (2 年間を上限)</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>100,000 円/月</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>市民税課税世帯</td> <td>70,500 円/月</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 3 年間の修業については、3 年目に母子寡婦福祉金資金 (貸付) の対象となる。</p>		改正前	改正後	支給期間	修業期間の後半 2 分の 1 に相当する期間 (18 か月を上限)	修業期間の全期間 (2 年間を上限)	市民税非課税世帯	100,000 円/月	同左	市民税課税世帯	70,500 円/月	同左
	改正前	改正後											
支給期間	修業期間の後半 2 分の 1 に相当する期間 (18 か月を上限)	修業期間の全期間 (2 年間を上限)											
市民税非課税世帯	100,000 円/月	同左											
市民税課税世帯	70,500 円/月	同左											
<p>施行期日</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日</p>												